

環境基本条例

平成七年三月十七日 宮城県条例第十六号

環境基本条例をここに公布する。

環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第八条—第十条)

第三章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策(第十一条—第二十五条)

附則

私たちのふるさと宮城は、豊かな森と海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により、個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーの大量消費がもたらされ、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響が及ぶこととなり、ひいては、人類共通の生活の基盤である地球の環境まで脅かされるに至っている。

未来に託す私たちの県土は、豊かで美しくあらねばならない。

私たちは、自然との対話と交流を図りながら、環境のもたらす恵みに思いをいたし、あらゆる活動において良好な環境の保全及び創造に努めるという新しい価値観に支えられた環境文化を築いていかなければならない。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する責任と義務を担っており、あらゆる活動において環境に配慮しながら、豊かで美しい県土の構築を進め、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

このような認識の下に、県土の良好な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、良好な環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う良好な環境の保全及び創造に関する施策について支援するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮)

第八条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第九条 知事は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
 - 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(平一二条例二八・平一五条例一・一部改正)

(宮城県環境白書)

第十条 知事は、毎年、環境の状況並びに県が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした宮城県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第三章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第十三条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第十四条 県は、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第十五条 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設

の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第十七条 県は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う事業者が、環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育の振興等)

第十八条 県は、市町村、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、県民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第十九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十条 県は、第十八条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第二十一条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査研究を実施するものとする。

(監視、測定等)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

2 県は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第二十三条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

- 2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十四条 県は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第二八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。